明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学三一）　一
○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五二）　三
〔告　示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産二一〇二）　六
○昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する件（同二一〇三）　二〇
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人情報処理推進機構令和五事業年度財務諸表、企業年金基金変更、弁理士登録、外国人技能実習機構令和五事業年度財務諸表関係　六〇
会社その他
会社決算公告　吉

省令

○文部科学省令第三十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二を次のように改める。